

特殊索道事業運送約款

(適用範囲)

第1条 当社の経営する特殊索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客の輸送を引受ける。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次に該当する場合の旅客の運送の引受けを拒絶する。

1. 係員の指示に従わないとき。
2. 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
3. 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
4. 泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
5. 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
6. 前各号に掲げる場合の外正当な事由のあるとき。

(運送の制限等)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合または当社の都合により、索道の運送を制限又は停止することがある。

- 2 当社は、前項の規定による制限又は停止をする場合には、あらかじめ、その旨をホームページ等において外部に公表する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

(リフト券の販売及び保証金)

第6条 当社は、リフト券等を出札所において販売する。同時にカード保証金を預かる。保証金については有効期限内に限り返金する。

(リフト券の効力)

第7条 リフト券は、当約款をご理解の上で、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有する。ただし、日券及び時間券等は、当該リフト券を同一人が専有して使用する場合に限り有効とする。

1. 転売、転貸されたリフト券又は旅客その他の者が故意に偽造、改造、変造したリフト券及び汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難、ICチップ読取り困難となったリフト券は無効とする。
2. 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とする。

(リフト券の所持及び改札)

第8条 旅客はリフト券を所持し、乗車時において係員による改札（自動改札装置による改札を含む。）を受け、定められた場所から乗車し、定められた場所で降車しなければならない。

(運賃及び適用方法)

第9条 当社が旅客から収受する運賃並びに適用方法は、各出札所に備付けの料金表による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第10条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の運送途中の旅客に対しては、当社の責任により運転再開後の必要な継続運送の措置を行う。

(運賃の払戻し)

第11条 天災及び当社の責任により索道の運転ができない時は、別に定める規定により払い戻しを行う。その事象による払戻しはその当日に限る。ただし、「索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条」の風、雨、雪、霧等による一時的な運転中止の場合は、この限りではない。

(責任の始期及び終期)

第12条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車した時に始まり、下車した時をもって終わるものとする。

(旅客の遵守すべき事項)

第13条 旅客は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 機器からの飛び降り又は所定位置以外で乗降すること
2. スキー、スノーボード及び搬器を揺らすこと
3. スキー、スノーボード、ストック等で機器や索道施設を突く等の破損行為をすること
4. 乗車中に喫煙すること
5. 横乗り等の危険な姿勢で乗車すること
6. 第1トリプルリフトにあつてはセーフティーバーのあげおろしの励行
7. その他安全運送を妨げる行為をしないこと
8. 非常停止して運転再開ができないときは、救助の方法等について連絡するので、その指示に従うこと

(旅客に対する責任)

第14条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害した時は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次の各項の一に該当する場合は、この限りではない。

1. 旅客が前条に定める利用上の注意事項を守らなかったことにより被害を受けたとき。
2. 索道の運送に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかつたこと並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかつたこと等が証明されたとき。
3. 事故が当該旅客の故意又は過失により発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第15条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキー、その他の携帯品の滅失又はき損による損害については、これを賠償する責を負わない。ただし、その滅失又はき損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

第16条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかつたこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

(割増運賃等)

第17条 当社は、旅客が次のいずれかに該当するときは、所定の運賃額及びその二倍の割増運賃の支払いを求める。

1. 乗車時に有効なリフト券を提示しない等で無賃乗車した場合。
2. 転売、転貸されたリフト券により乗車した場合。
3. 改造、変造したリフト券、あるいは、偽造券により乗車した場合。

(管轄裁判所)

第18条 当社利用について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当社の所在地を管轄する裁判所とする。

付 則

1. この運送約款は平成15年11月24日より実施する。
2. 令和5年12月1日、一部条文の追加および変更、施行。

事業者名 株式会社いぶき